

# 皆さまからのご意見をお待ちしております

「用途地域等の見直し素案」について、ご意見を募集いたします。  
いただいたご意見は、用途地域等の見直しを行うにあたり、参考とさせていただきます。  
また、趣旨が同じご意見を集約した上で、ご意見に対する札幌市の考え方について、とりまとめで公表いたします。

## 意見募集期間

平成30年11月29日(木)～平成30年12月28日(金) <必着>



札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課 行

0608788 559

札幌市中央区北1条西2丁目

のりしろ

のりしろ

### 意見募集について

#### 提出方法について

- ◆寄せられたご意見に対して個別に回答はしませんが、ご意見の要点をまとめ、それに対する市役所の考え方と合わせてホームページなどで公表します。
- ◆提出の際は、お名前・ご住所等をご記入ください。

#### ① 郵送の場合

：このページを切り取り、裏面に意見を記入の上、糊付けして封書とし、ポストに投函してください。  
※切手は不要です。

#### ② FAX の場合：011-218-5113

#### ③ Eメールの場合：youto\_31@city.sapporo.jp

※ お名前・ご住所・年齢を忘れず記載してください。  
④ ホームページの意見募集フォームから送信する場合  
： <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/youtochiki/h31publiccomment.html>  
からアクセスしてください。

#### ⑤ 直接お持ちいただく場合

：まちづくり政策局都市計画課までお持ちください。  
※ 受付時間は、平日の午前8：45～午後5：15までです。

### お問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課

◆住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

◆電話：011-211-2506

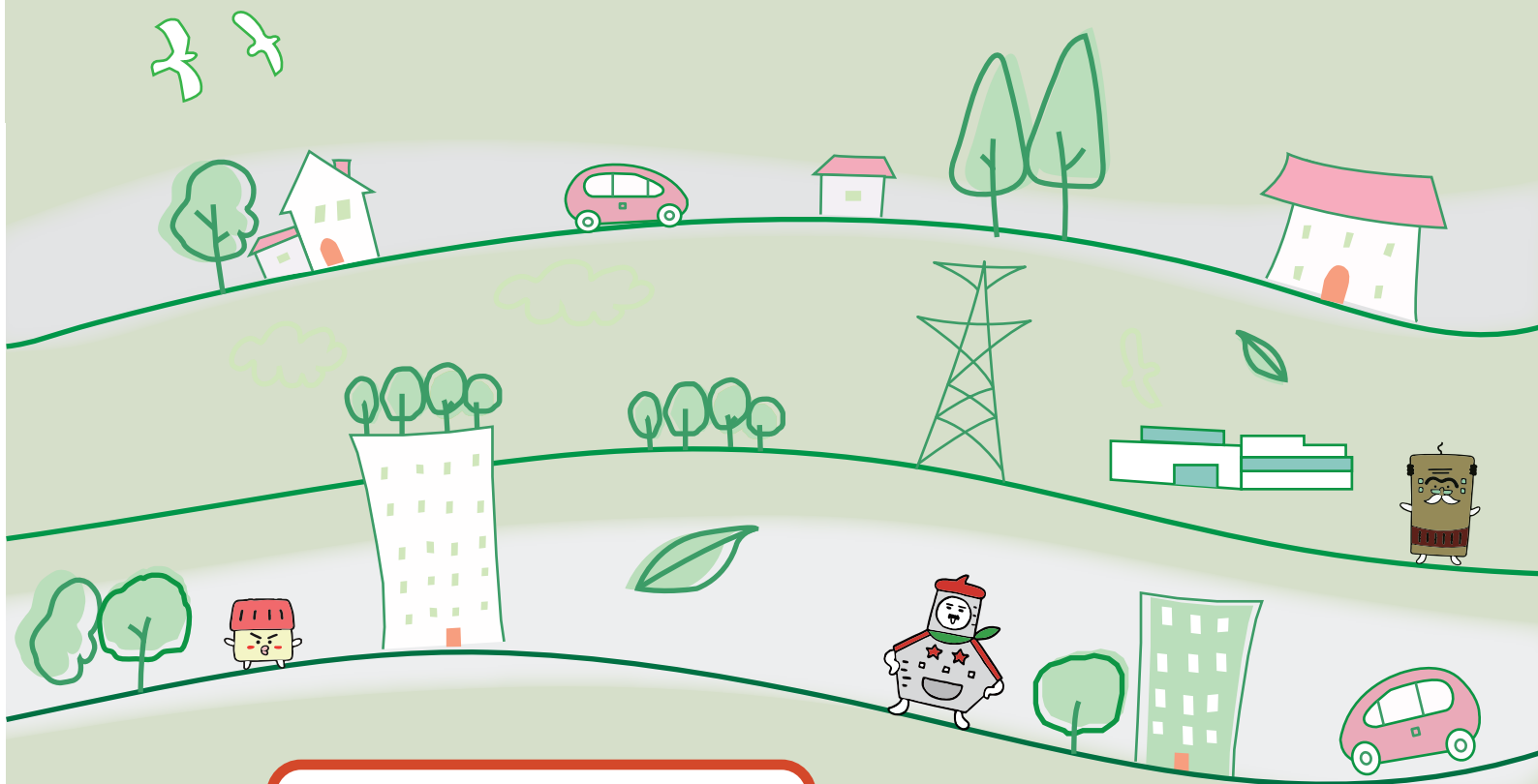
※ 電話によるご意見の受付は行っていません。

札幌市 用途地域 見直し 検索

第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた

# 用途地域等の見直し素案

# 土地の使い方の ルールが 変わります!!



みなさんのご意見をお聞かせ下さい。

平成30年11月  
札幌市

市政等資料番号  
01-B03-18-2235



# 用途地域<sup>※1</sup>等の見直し素案について

皆様のご意見をお聞かせください。

H27～H28

H29

H30

H31（8月頃）

都市計画審議会<sup>※4</sup>、土地利用計画等検討部会での議論

都市計画マスタープラン<sup>※2</sup>の見直し  
立地適正化計画<sup>※3</sup>の策定

土地利用計画制度の運用方針の見直し  
都市を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、用途地域などの見直しの考え方を整理しました。

**改定**

パブコメ実施で  
H30.6に改定

用途地域等の見直し素案の作成  
運用方針に基づき、具体的な見直し素案を作成しました。

**現在**

パブリックコメント  
による意見公募

用途地域等の  
変更の  
都市計画決定

## 第2次札幌市 都市計画マスタープラン

## 土地利用計画制度の運用方針

## 用途地域等見直し素案

今回の見直しでは、運用方針に基づいて、以下のとおり用途地域等の見直しを行う予定です。

### 都市づくりの理念

**S・M・I・L・Es City Sapporo**  
(スマイルズ・シティ・サッポロ)  
～誰もが笑顔で  
いきいきとすごせるまちへ～

### 総合的な取組の方向性

- 1 魅力があふれ世界を引き付ける都心
- 2 多様な交流を支える地域交流拠点
- 3 利便性が高く魅力ある複合型高度利用市街地の実現
- 4 地域特性に応じた一般住宅地・郊外住宅地の居住環境の維持・向上
- 5 市街地の外の自然環境の保全と活用

■今後の都市づくりにおいて、今日的に特に配慮が求められる事項

人口減少を見据えて都市構造のバランスを維持する視点	都市の魅力・活力の向上を支える視点
産業構造の変化に適切に対応する視点	まちのリニューアルを支える視点

これらの視点を踏まえ、  
運用方針の見直しポイントを5つ設定しました。

- 1 「**集合型居住誘導区域**」では、建物用途の多様性を高め、居住地としての魅力を高めます。
- 2 「**持続可能な居住環境形成エリア**」では、地域コミュニティの維持等のため、老朽化した建物の建替えを促進します。
- 3 「**都心**」では、地区ごとのまちづくりの動きに対応しながら、緩和型土地利用計画制度を機動的かつ効果的に運用します。  
「**都心における開発誘導方針**」を策定し、実現を目指します。
- 4 「**地域交流拠点**」では、徒歩圏における建物用途の多様性を高め、拠点としての機能を高めます。
- 5 「**工業地・流通業務地**」では、工業適地としての操業環境を維持・保全します。  
「**大谷地流通業務団地**」では、施設の大型化・複合化にも適切に対応することにより流通業務機能を維持・向上します。

流通業務団地（都市施設）で定める敷地の使い方のルールにより実現を目指します。

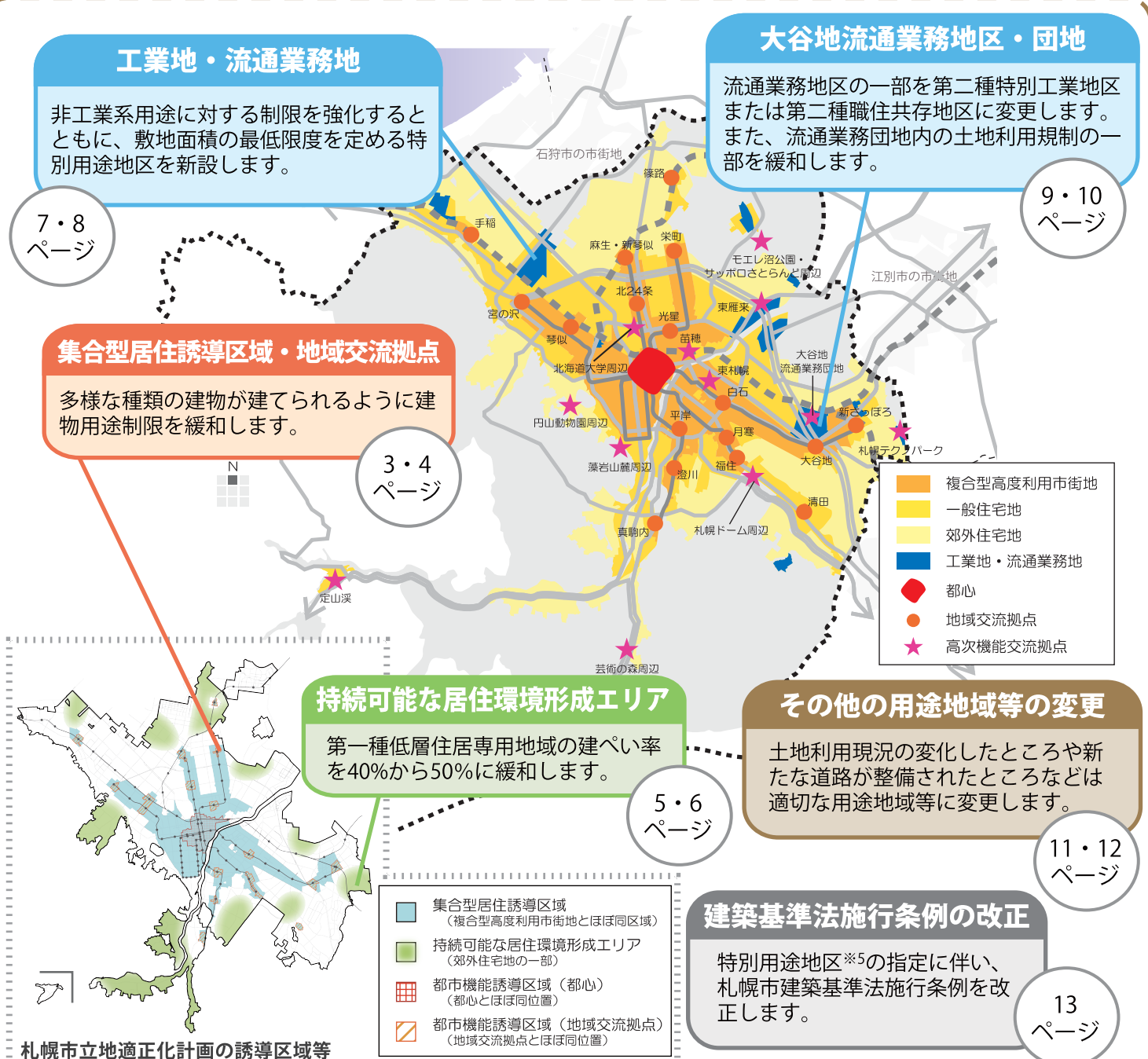
用途地域等（全市ルール）で実現を目指します。

※1 用途地域：機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的として住居や商業、工業などの都市の諸機能を適切に配分するため、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導するために定める。

※2 都市計画マスタープラン：目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市の視点から整理したもの。

※3 立地適正化計画：人口が減少する中で、住居や医療・福祉・商業施設などがまとまって立地した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するための計画。居住を誘導する「居住誘導区域」と、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」などを定める。

※4 都市計画審議会：各種の行政機関や住民の利害を調整するとともに、利害関係人の権利・利益を適正に保護する観点から、都市計画を定める前にその案について調査審議するため、学識経験者等の第三者で構成される諮問機関。



※5 特別用途地区：特定の用途の利便増進又は環境保護を図るため、建築物の用途に係る規制を強化又は緩和するために定める。



# (1) 集合型居住誘導区域・地域交流拠点

多様な種類の建物が建てられるように建物用途制限を緩和します。

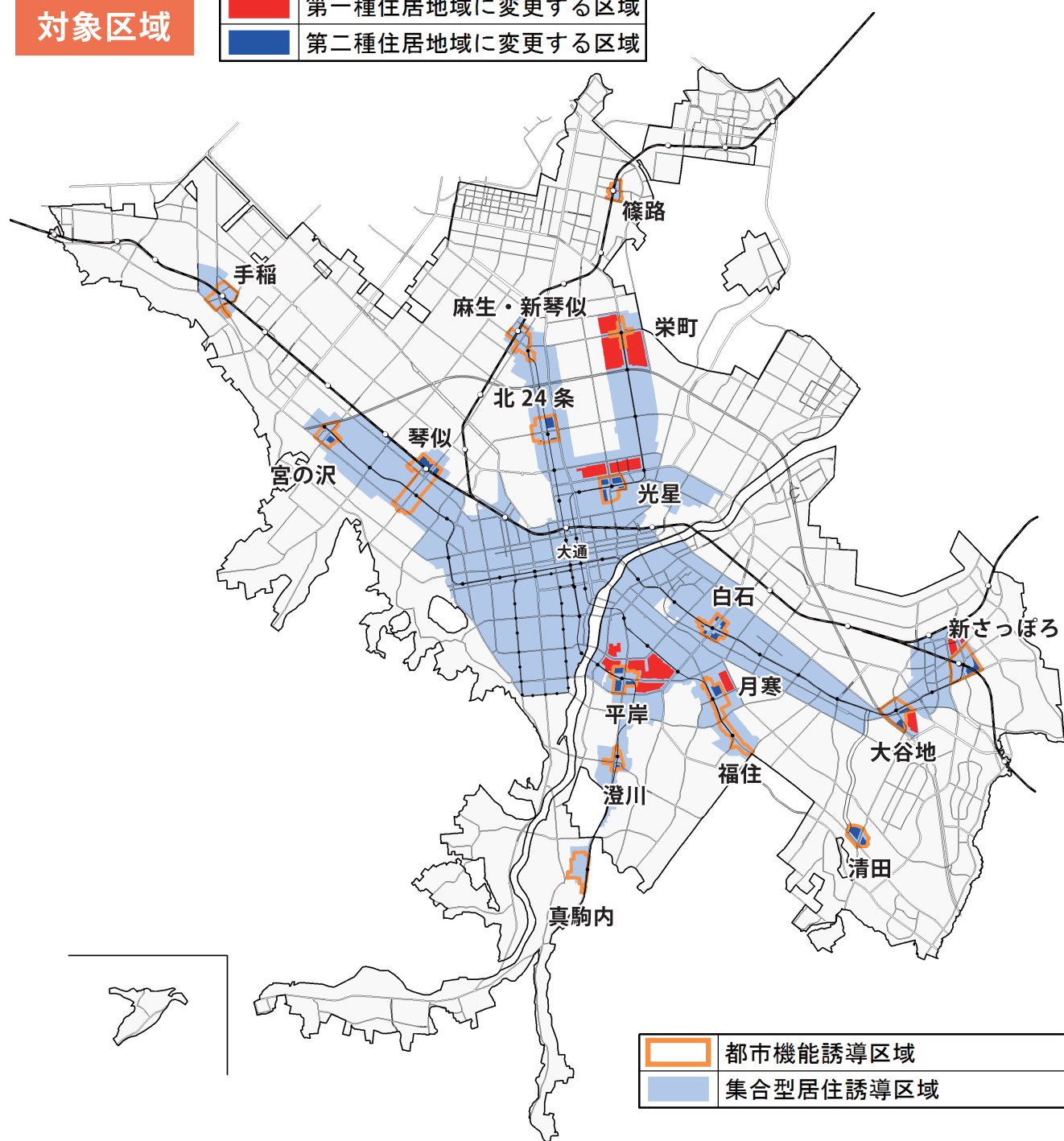
## Q. どうして??

集合型居住誘導区域は、地下鉄沿線などの利便性が高いエリアですが、一部の地域では人口減少が予測され、都市機能の低下が懸念されています。この状況に対応するため、様々な用途の建物が建つことで居住地としての魅力が高まるように、建物用途制限を緩和します。

また、地域交流拠点は、後背圏の広がりに応じて地域の豊かな生活を支える中心的役割を担っていることから、拠点としての機能向上に向けて、建物用途制限を緩和します。

### 対象区域

<span style="color: red;">■</span>	第一種住居地域に変更する区域
<span style="color: blue;">■</span>	第二種住居地域に変更する区域




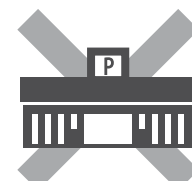


<span style="color: orange;">■</span>	都市機能誘導区域
<span style="color: blue;">■</span>	集合型居住誘導区域

## Q. どう変わるの??

◆ 集合型居住誘導区域については、人口減少が予測されるエリアにおいて、地域交流拠点の周辺（おおむね半径 800m）の用途地域のうち、「第二種中高層住居専用地域」を「第一種住居地域」に変更します。

### ※第一種住居地域の建築物のルール

店舗・飲食店等 	事務所 	ホテル・旅館 	パチンコ店等 
床面積が 3,000 m <sup>2</sup> のものまで建てられるようになります			建てられません

※戸建住宅・マンションに係る制限は変わりません。

◆ 地域交流拠点については、都市機能誘導区域内の用途地域のうち、「第二種中高層住居専用地域」又は「第一種住居地域」を「第二種住居地域」に変更します。

### 【変更後のイメージ】

例えば、今まで建てられなかったオフィスビルやビジネスホテルが建ち、人の往来が増えます。

様々な用途の建物が建つようになり、居住地としての魅力が高まります。

## (2) 持続可能な居住環境形成エリア

第一種低層住居専用地域の建ぺい率<sup>※6</sup>を40%から50%へ緩和します。

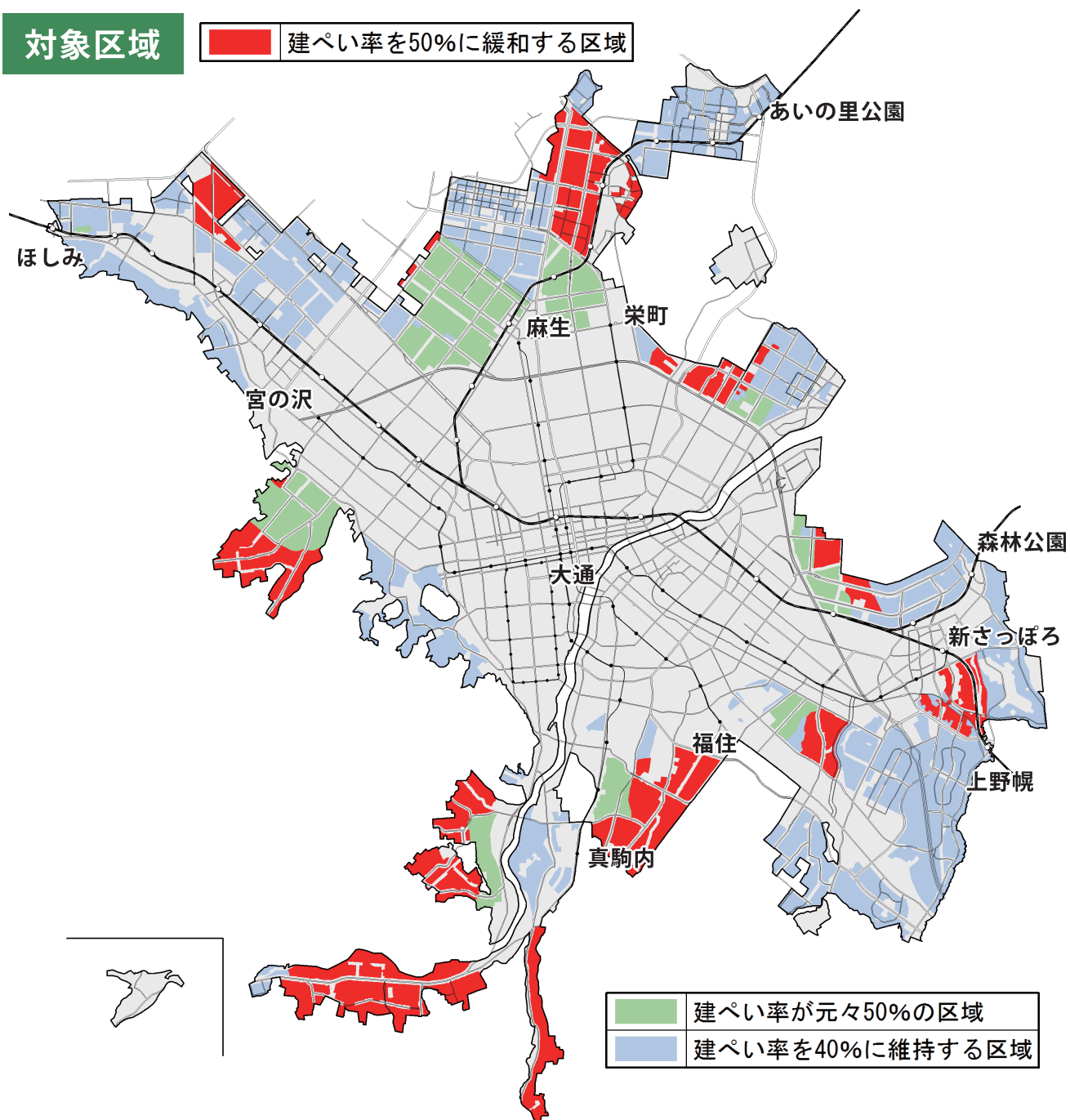
### Q. どうして??

郊外住宅地のうち、開発時期が古いエリア（持続可能な居住環境形成エリア）については、多くの戸建住宅が建替え更新の時期を迎えています。

また、近年の住宅の傾向として、建築敷地が小さくなる一方、建築面積や延床面積が大きくなってきています。特に建ぺい率については、現状の制限のままでは、近年の住宅ニーズを満たす建築面積で建てづらくなっているため、建ぺい率の緩和を行います。

### 対象区域

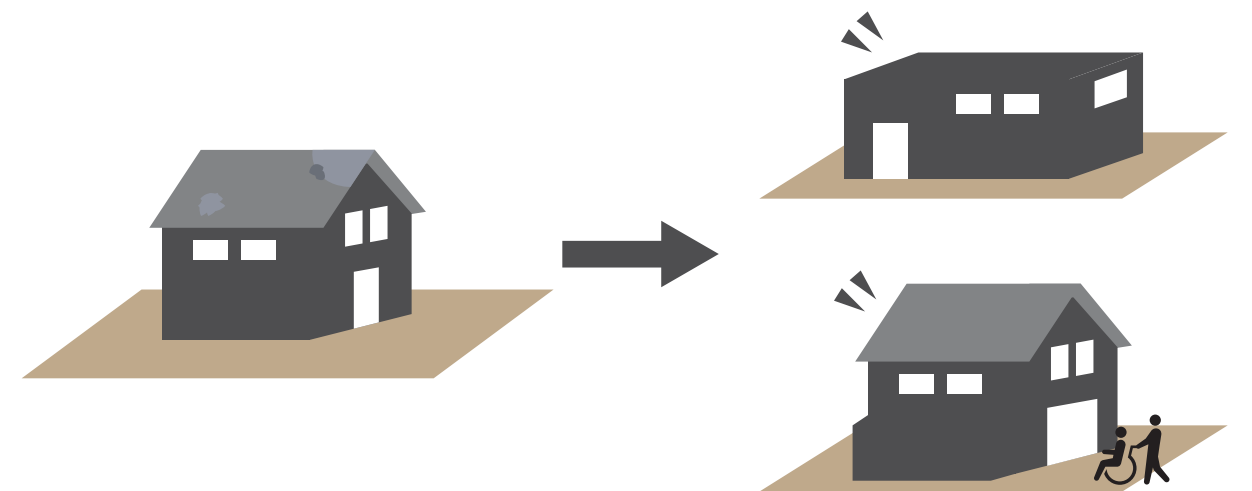
■ 建ぺい率を50%に緩和する区域



### Q. どう変わるの??

◆ 第一種低層住居専用地域の建ぺい率を40%から50%に緩和します。

持続可能な居住環境形成エリア内の第一種低層住居専用地域の建ぺい率を40%から50%に緩和します。これにより、近年の住宅ニーズに合った規模の住宅や、平屋住宅やバリアフリー住宅などが建てやすくなります。



◆ 建ぺい率以外の制限は、現状の指定を維持します。

札幌市では、平成18年に用途地域等の見直しを行った際に、二世帯住宅など、当時の住宅ニーズに対応した住宅の建替えを支える目的で、第一種低層住居専用地域の容積率<sup>※7</sup>を60%から80%に緩和しました。

一方で、近年の住宅ニーズの傾向を見ると、容積率については余裕があるものの、建ぺい率の制限が厳しくなっていることから、建ぺい率の見直しを行うこととしました。

しかし、建ぺい率の緩和を行う一方で、戸建住宅地を主体とした良好な住環境を維持する必要があることには変わりはないことから、郊外の第一種低層住居専用地域に指定している、容積率(80%)、敷地面積の最低限度(165㎡)、外壁後退距離の制限(1m)、特別用途地区(戸建住環境保全地区)などの制限を維持することとしています。



5 ※6 建ぺい率：建築面積（一般的には1階の面積）の敷地面積に対する割合。（＝建築面積 / 敷地面積）

6 ※7 容積率：延べ面積（各階の面積の合計）の敷地面積に対する割合。（＝延べ面積 / 敷地面積）



### (3) 工業地・流通業務地

非工業系用途に対する制限を強化するとともに、敷地面積の最低限度を定める特別用途地区を新設します。

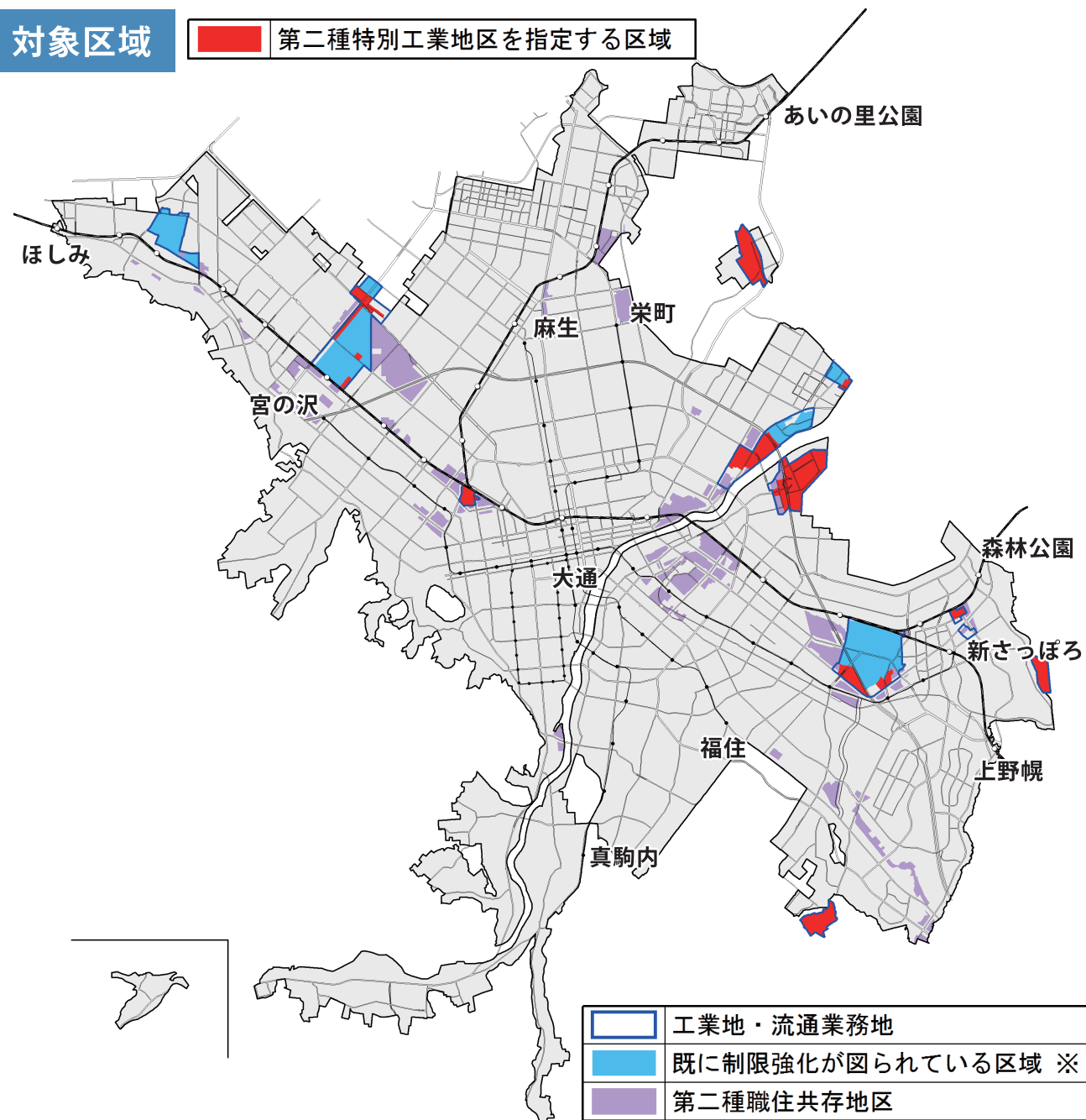
#### Q. どうして??

市内の工場や倉庫は老朽化が進んでおり、更新時期に差し掛かっています。しかし、建替えや機能増進のために必要な土地を見つけることができず、市外に移転する事例も生じています。

こうした状況を受け、工場や倉庫等が操業しやすい環境を保全するとともに、将来にわたって工場や倉庫等が立地できる可能性を保持するため、土地利用制限を強化する新たなルールとして「第二種特別工業地区」を定めます。〔※用途地域（工業地域又は準工業地域）は変わりません。〕

#### 対象区域

第二種特別工業地区を指定する区域



	第二種特別工業地区
	既に制限強化が図られている区域 ※
	第二種職住共存地区

※工業専用地域、第一種特別工業地区、第一種特別業務地区、流通業務地区

#### Q. どう変わるの??

◆ 下記のように、非工業系の用途の建築を制限します。

工業地や流通業務地になじまない施設や交通混雑等を引き起こす可能性のある施設、一度建ってしまうと土地利用転換が難しくなる可能性が高い施設の建築を制限します。

また、工業地・流通業務地以外の工業集積地に立地する工場や倉庫等の建替えなどにも対応するため、第二種職住共存地区の制限の一部を緩和します。

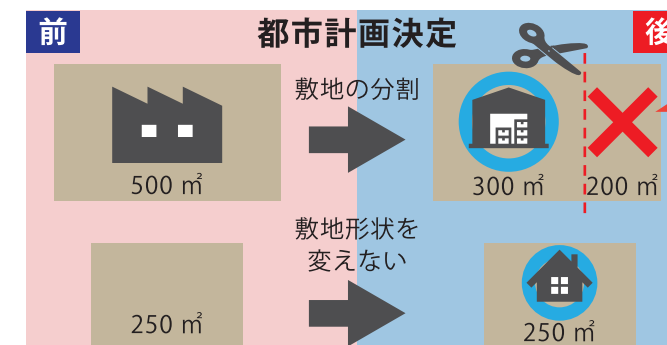
		新設 第二種特別工業地区	一部変更 第二種職住共存地区
非工業系用途	住宅・共同住宅	階数が2を超える共同住宅は建てられません	変更はありません
	店舗・飲食店等	1,500㎡を超えるものは建てられません	3,000㎡を超えるものは建てられません
	パチンコ店等	×	×
	事務所	○	○
工業系用途	倉庫	○	○
	工場	○	3,000㎡を超えるものを建てる時は許可が必要です <b>制限がなくなります</b>

これらの制限は、現在の用途地域（工業地域又は準工業地域）の制限に上乗せして適用されます。

◆ 敷地面積の最低限度を定めます。

第二種特別工業地区を指定する区域では、工場や倉庫などの立地に対応できない小規模な土地が新たにできないよう、敷地面積の最低限度を **300㎡** と定めます。

なお、現状において 300㎡ を下回る敷地については、第二種特別工業地区の指定後も、その敷地で建物を建てることはできます。



都市計画の決定後も土地の分筆や所有権の移転などは自由にできますが、敷地を 300㎡ より小さくして建築物を建てることはできなくなります。  
※ここで言う敷地とは、建築確認を申請する際に設定する「敷地」のことです。登記上の土地の形状とは必ずしも一致しません。

## (4) 大谷地流通業務地区・団地

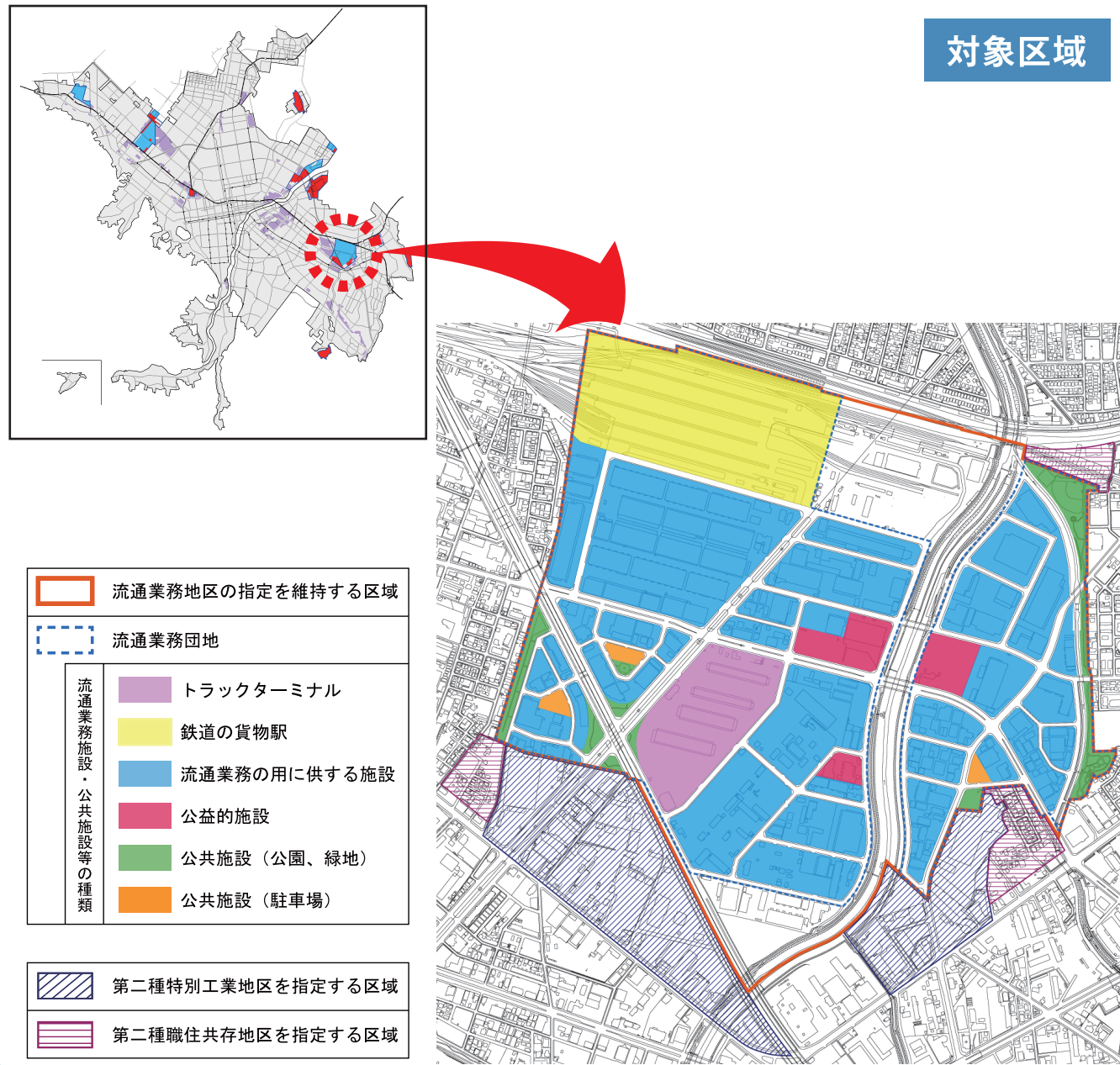
流通業務地区<sup>※8</sup>の一部を第二種特別工業地区または第二種職住共存地区に変更します。

また、流通業務団地<sup>※9</sup>内の土地利用制限の一部を緩和します。

### Q. どうして??

近年、物流を取り巻く社会情勢が変わり、流通業務施設に必要な機能や形態が変化するなか、施設の機能複合化や大型化が進んでいます。

しかし、流通業務地区・団地で建設できる施設の種類は非常に限定されていることから、こうした施設の立地に対応しにくく、老朽化した施設の建替えが進まない要因の一つにもなっているため、流通業務団地の機能に影響を及ぼさない範囲で、制限を緩和します。



### Q. どう変わるの??

流通業務地区では、その一部を第二種特別工業地区へ変更することで、流通業務に関連する様々な施設の立地に対応します。

なお、流通業務地区のうち、現在、住宅地が形成されている区域については、工業系・流通業務系施設と住宅とが共存する市街地としての秩序が維持されるよう、第二種職住共存地区へ変更します。

流通業務団地では、下記のようにそれぞれの敷地で建設できる施設の種類等を緩和することで、施設の大型化・複合化に対応します。

※「第二種特別工業地区」と「第二種職住共存地区」の制限の詳細については、8ページ及び13ページをごらんください。

### ◆ 建設できる流通業務施設の種類や敷地の位置の指定を緩和します。

#### ○ 現在の施設の区分

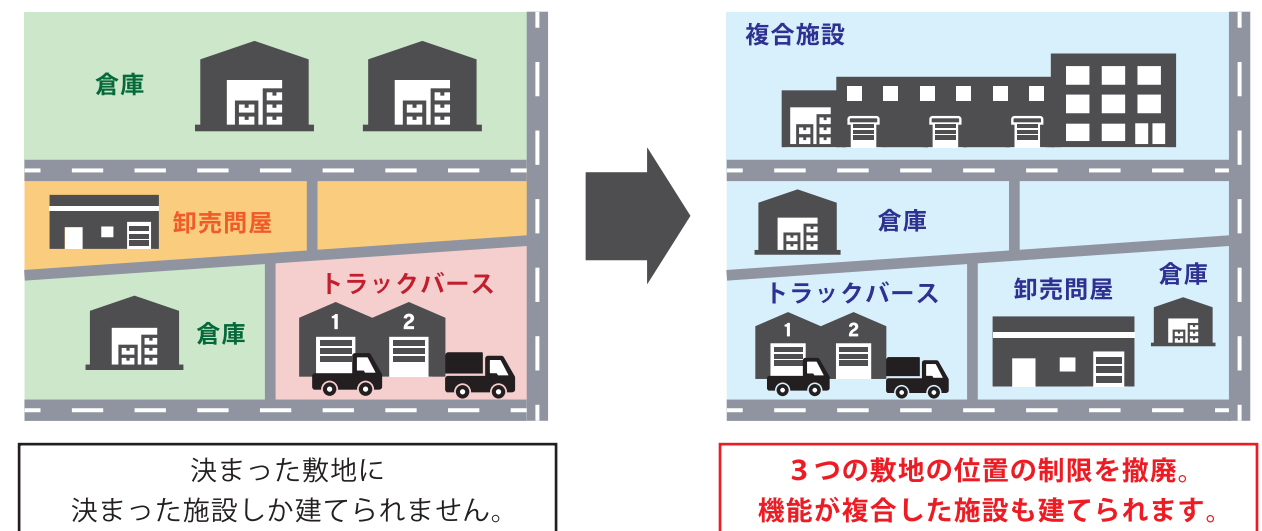
トラックターミナル
鉄道の貨物駅
道路貨物運送業の用に供する施設
倉庫
卸売業の用に供する施設

3つの区分を撤廃し、建てられる施設を緩和

#### ● 流通業務の用に供する施設

- 倉庫、野積み場若しくは貯蔵槽又は貯木場
- 上屋又は荷さばき場
- 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗
- 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所  
(流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第3～6号に定める施設)

※「トラックターミナル」と「鉄道の貨物駅」は変更しません。



### ◆ 流通業務団地の都市計画に定める高さの制限を撤廃します。

また、「建築面積の敷地面積に対する割合」については、建築基準法で定める建ぺい率と同様に角地緩和<sup>※10</sup>を適用します。

※8 流通業務地区：都市の流通業務機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定める。

※9 流通業務団地：流通業務地区内で、その中核として特に一体的・計画的に整備すべき区域として定める。

※10 角地緩和：建築物の敷地が街区の角にある場合などに、建ぺい率が10%緩和されること。



# (5) その他の用途地域等見直し

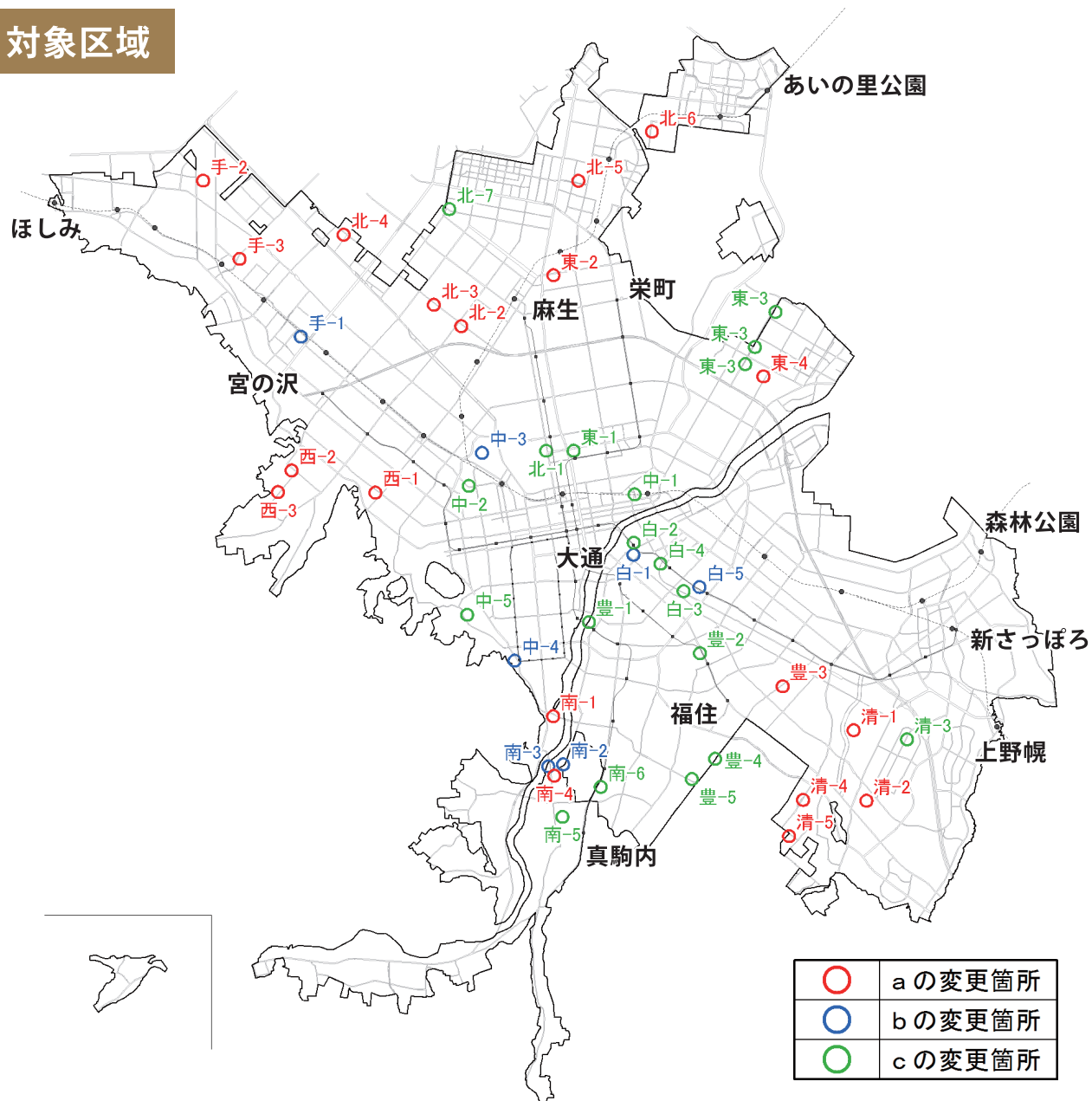
土地利用現況の変化したところや新たな道路が整備されたところなどは適切な用途地域等に変更します。

## Q. どう変わるの？

3～10ページまでの変更に加え、土地利用現況の変化や、都市計画道路の整備の進捗などを踏まえ、適切な用途地域等へ変更します。変更の理由は以下の3種類です。(アルファベットは右表の変更理由に対応しています。)

- a：道路整備や開発行為に伴い、幹線道路沿道に指定している用途地域等の境界を変更します。
- b：開発や土地利用の現状・動向を踏まえ適切な用途地域等への変更を行います。
- c：用途地域等の境界が不明瞭な箇所について、調査確認の上、地形地物等による境界に変更します。

## 対象区域



## ◆ 用途地域等変更箇所一覧

No	区	所在	主な変更	旧指定	新指定	変更理由
中-1	中央区	北3条東11丁目周辺	用途地域	近隣商業地域	準工業地域	c
	東区	北4条東12丁目周辺	用途地域	工業地域	準工業地域	
中-2	中央区	北11条西21丁目周辺	特別用途地区	第二種特別業務地区	指定なし	c
			特別用途地区	指定なし	第二種職住共存地区	
中-3	中央区	北16条西16丁目周辺	特別用途地区	指定なし	スポーツ・レクリエーション地区(仮)*	b
中-4	中央区	南21条西16丁目周辺	用途地域	準住居地域	準工業地域	b
			特別用途地区	指定なし	大規模集客施設制限地区	
中-5	中央区	旭ヶ丘2丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	c
北-1	北区	北15条西6丁目周辺	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	c
北-2	北区	新琴似1条6丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	a
北-3	北区	新琴似1条11丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	a
北-4	北区	新川西3条4丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	a
北-5	北区	篠路1条3丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	a
北-6	北区	拓北3条2丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	a
北-7	北区	屯田5条12丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	c
			用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	
東-1	東区	北14条東1丁目周辺	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	c
東-2	東区	北48条東3丁目周辺	用途地域	準住居地域	第一種低層住居専用地域	a
			用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	
			用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	
東-3	東区	東苗穂10条1丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	c
			用途地域	第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	
東-4	東区	東苗穂8条2丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域	a
白-1	白石区	菊水1条3丁目周辺	用途地域	準工業地域	第一種住居地域	b
			特別用途地区	第一種職住共存地区	指定なし	
白-2	白石区	菊水3条2丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	近隣商業地域	c
			高度地区	33m高度地区	45m高度地区	
白-3	白石区	東札幌1条4丁目周辺	用途地域	準工業地域	第一種住居地域	c
白-4	白石区	東札幌2条1丁目周辺	用途地域	工業地域	近隣商業地域	c
白-5	白石区	東札幌3条5丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	商業地域	b
豊-1	豊平区	中の島1条1丁目周辺	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	c
豊-2	豊平区	月寒中央通6丁目周辺	用途地域	商業地域	第一種住居地域	c
豊-3	豊平区	月寒東3条16丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	a
豊-4	豊平区	福住3条7丁目周辺	用途地域	準住居地域	第一種住居地域	c
豊-5	豊平区	福住3条9丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	準住居地域	c
清-1	清田区	北野5条4丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	a
清-2	清田区	平岡2条2丁目周辺	用途地域	準工業地域	第一種住居地域	a
清-3	清田区	平岡8条3丁目周辺	用途地域	第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	c
			用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	
清-4	清田区	清田4条2丁目周辺	用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	a
			用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	
清-5	清田区	清田8条1丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	a
南-1	南区	南31条西9丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	準住居地域	a
南-2	南区	真駒内本町2丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	準住居地域	b
			用途地域	準住居地域	準工業地域	
南-3	南区	真駒内本町4丁目周辺	用途地域	指定なし	大規模集客施設制限地区	b
			特別用途地区	指定なし	大規模集客施設制限地区	
南-4	南区	真駒内本町5丁目周辺	用途地域	商業地域	第一種中高層住居専用地域	a
南-5	南区	真駒内緑町2丁目周辺	用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	c
南-6	南区	真駒内東町1丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	c
			用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	
西-1	西区	山の手4条7丁目周辺	用途地域	第一種中高層住居専用地域	準住居地域	a
西-2	西区	西野6条8丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	準住居地域	a
			用途地域	準住居地域	第一種低層住居専用地域	
西-3	西区	西野8条8丁目周辺	用途地域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域	a
手-1	手稲区	西宮の沢1条1丁目周辺	高度地区	18m高度地区	33m高度地区	b
手-2	手稲区	曙7条2丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	a
手-3	手稲区	前田2条10丁目周辺	用途地域	第一種低層住居専用地域	準住居地域	a

★国土交通省と協議中

※変更に伴うその他の地域地区(高度地区、特別用途地区など)の変更については省略しています。  
 ※変更区域の詳細については、都市計画課(市役所本庁舎5階)でご確認ください。

# 参考 札幌市建築基準法施行条例の改正

**第二種特別工業地区やスポーツ・レクリエーション地区（仮）といった特別用途地区の指定に伴い、札幌市建築基準法施行条例を改正します。**

札幌市建築基準法施行条例に基づく規制の見直しについては、別途、意見募集を行いますので、詳細についてはそちらを併せてご確認ください。

## Q. どうして??

特別用途地区は、その種類・区域・面積を都市計画で定めますが、建築物の建築に係る具体的な制限等は、札幌市建築施行条例及び札幌市建築施行細則で定める必要があります。

## Q. どう変わるの??

- ①「**第二種特別工業地区**」を新たに追加するとともに、現在の「**特別工業地区**」の名称を「**第一種特別工業地区**」に変更します。
- ②「**第二種職住共存地区**」で、工場等が建築できる規模を床面積 **3,000 m<sup>2</sup>**までとしている制限を撤廃します。
- ③「**スポーツ・レクリエーション地区（仮）**」を新たに追加します。
- ④ **建築敷地が「戸建住環境保全地区」の内外にわたる場合の容積率の制限を一部変更**します。

## <特別用途地区内の用途制限の概要> (変更箇所一覧)

用途地域による制限に加えて下記の建築物の建築を制限（スポーツ・レクリエーション地区（仮）については緩和）します。

	第一種特別工業地区	第二種特別工業地区	第二種職住共存地区	スポーツ・レクリエーション地区（仮）	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途  <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 建てられない用途                 </div>					
住宅		共同住宅は階数2（地階を除く）以下			
店舗、飲食店等	500m <sup>2</sup> 以下	1,500m <sup>2</sup> 以下	3,000m <sup>2</sup> 以下		
学習塾、華道教室等			3,000m <sup>2</sup> 以下		
ホテル、旅館			3,000m <sup>2</sup> 以下		
遊戯施設・風俗施設		敷地面積の最低限度：300m <sup>2</sup>	3,000m <sup>2</sup> 以下	・観覧場 ・勝馬投票券販売所	
	ボーリング場、スケート場等		3,000m <sup>2</sup> 以下		
	その他のスポーツ施設		3,000m <sup>2</sup> 以下		
	カラオケボックス等		3,000m <sup>2</sup> 以下		
公共施設		※この表に記載のない用途も含め、全ての敷地が対象となります		※用途地域による制限にかかわらず、上記の用途が建築可能となります	
	学校（幼保連携型認定子ども園を除く）図書館、病院、老人ホーム等				
	自動車教習場		3,000m <sup>2</sup> 以下		
工場・倉庫等			※制限を撤廃します		
	倉庫				
	附属倉庫				
	畜舎	15m <sup>2</sup> 以下	15m <sup>2</sup> 以下	3,000m <sup>2</sup> 以下	
	火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵			※制限を撤廃します	
工場					

※「第一種特別工業地区」、「第一種～第四種小売店舗地区」、「第一種～第三種特別業務地区」、「大規模集客施設制限地区」及び「第一種職住共存地区」の制限内容の変更はありません。  
 ※スポーツ・レクリエーション地区（仮）による用途制限の緩和については、現在、国土交通省と協議中です。

## 用途地域等の見直し素案 意見用紙

札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課

FAX：011-218-5113

<お名前>

<年齢> 該当する番号に○を付けてください

- ①19歳以下 ②20代 ③30代 ④40代  
 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

<ご住所>

※ 記入スペースが足りない場合は、別紙に記入し、同封してください。

※ お名前・ご住所等は、集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に則って、適正に取り扱います。

※ 何ページのどの項目に対するご意見かがわかるようにご記入ください ※

ページ

ご意見

キリトリ  
のりしろ★

キリトリ  
のりしろ★

★

★